

契約保証金について

契約の相手方は、下記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は、契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額とする。

(2) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記(1)の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(3) 契約完了後の契約保証金

ア 病院機構は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

(ア) 病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により納付した場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「契約保証金還付請求書（様式第12号）」の提出により還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

イ ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

(4) 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ 事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格を有する者で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したもの。

【留意点】

当該年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したもの	当該年度を含め過去5年度以内に履行の検査が行われ、誠実に履行したことが確認できること。 契約の相手方は、必ずしも同一でなくてよい。
--------------------------------	--

エ 事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者で、小児医療センターと過去に1回以上契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この契約履行実績に基づく契約保証金納付の免除を希望する場合は、「契約保証金免除申請書（様式第10号）」に必要な書類を添え、落札後速やかに担当窓口に提出しなければならない。

なお、必要な書類とは、アの場合は保険証書、イの場合は保証契約書、ウ又はエの場合は条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するもの（コピー可）を指す。

【留意点】

契約書の写し	契約の規模を判断するため、契約金額は抹消しないこと。 仕様書や内訳一覧の部分の写しは必要としない。
「履行を証明するもの」の例	① 履行証明書、②当契約の代金受領証拠書類（預金通帳等）の写し ただし、埼玉県立小児医療センター病院長を契約の相手方としたものについては、履行の証明を要さないものとする。